文書番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

様

様式第１８号（第１５条関係）

国頭村長　　　　　　　　　印

介護給付費等利用者負担額減額・免除決定通知書

　先に申請のありました利用者負担額の減額・免除については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 申請者氏名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 決定年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 | |
| 決定の内容 | □　減額・免除を認定する　　　□　減額・免除を認定しない | |
| 減額・免除の  内　　　容 | 適用年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 有効期限 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 減額・免除の率 | ／100 |
| 認定しない理由 |  | |

不服申立て及び取消訴訟

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に沖縄県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、沖縄県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に国頭村を被告として（訴訟において国頭村を代表する者は国頭村長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

　　(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

　　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先　国頭村役場　福祉課

住所　沖縄県国頭郡国頭村字辺土名１２１番地

電話番号　0980-41-2765